

第 2 回庄内南部地区合併協議会
（市町村合併研修会）
会 議 録

期 日：平成 1 4 年 1 1 月 2 8 日（木）

場 所：櫛引町農村環境改善センター

第2回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成14年11月28日(木)午前9時35分～

場 所 櫛引町農村環境改善センター

次 第

- 1 開 会 庄内南部地区合併協議会事務局長 芳賀 肇
- 2 主催者挨拶 庄内南部地区合併協議会会長 富塚 陽一
- 3 講 演 「市町村合併と新しいまちづくり」
総務省自治行政局市町村課
課長補佐 川尾 正嗣 氏
- 4 質疑応答
- 5 閉 会 庄内南部地区合併協議会副会長 遠藤 純夫

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	櫛 引 町	町長	阿部 千昭 (助役代理出席)
副会長	三川町長	佐藤 京一 (助役代理出席)			委員	議員
副会長	鶴岡市議会議長	本城 昭一	委 員	三 川 町	識見を有する者	長南 源一
副会長	櫛引町議会議長	遠藤 純夫	委 員		識見を有する者	前田 藤吉
委 員	鶴 岡 市	議員	委 員	朝 日 村	議長	大滝助太郎
委 員		議員	委 員		議員	議員
委 員	藤 島 町	助役	委 員	温 海 町	識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員		識見を有する者	委 員		識見を有する者	鈴木 正士
委 員	市 藤 島 町	識見を有する者	委 員	温 海 町	村長	佐藤 征勝
委 員		町長	委 員		議長	小野寺賢治
委 員	市 藤 島 町	町長	委 員	温 海 町	議員	進藤 篤
委 員		議長	委 員		識見を有する者	清野 豊春
委 員	市 藤 島 町	議員	委 員	温 海 町	識見を有する者	渡部 長和
委 員		識見を有する者	委 員		町長	佐藤 正明 (助役代理出席)
委 員	市 藤 島 町	町長	委 員	温 海 町	議長	本間 毅
委 員		議長	委 員		議員	富樫 栄一
委 員	市 藤 島 町	議員	委 員	温 海 町	識見を有する者	齋藤 金一
委 員		識見を有する者	委 員		識見を有する者	佐藤喜久子
委 員	市 藤 島 町	識見を有する者				会長・委員 36名

欠席委員 大瀧 常雄委員、伊藤 忠委員

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	佐藤 和雄
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	佐久間忠勝
総務主幹	阿部 一也	調査計画主査	東海林良哉
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	土田 宏一
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功
総務主査	吉住 光正	調査計画係長	柳生 晃

1 開 会

○**芳賀 肇事務局長** 本日はあいにくと足元の悪い中を大勢の皆さまからお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から庄内南部地区合併協議会市町村合併研修会を開催させていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます庄内南部地区合併協議会事務局長の芳賀と申します。よろしくお願いを申し上げます。

初めに、庄内南部地区合併協議会会長の富塚市長より、講師のご紹介を含めまして開会のご挨拶を申し上げます。

なお、本日の予定としましては、ご講演を1時間30分程度お願いし、その後皆様からご質問をいただきまして、11時30分頃を目途に進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、会長よりひとつよろしくお願いいたします。

2 主催者挨拶

○**富塚陽一会長** 今日は司会が申しあげましたとおり、大変悪天候の中、また早朝、多分いろいろお仕事をお持ちであったでしょうが、このように多数お集まりいただきまして、誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。

特に今日は、このためにお出でいただきました総務省の川尾正嗣先生どうもありがとうございます。今日は多分5時起きして来たのではないかなと思いますが、今ようやく着いて、心配しましたがけれども無事着陸してお出でいただきました。

川尾さんは、ご存知の方がおありかと思いますが、平成9年から13年まで山形県庁でお仕事をしておられた方です。県立置賜総合病院の建設に関わって、中核的なお仕事をさせていただいた上に、情報企画課いわゆる電算を主としてやっておられる課の課長さん、それと地域計画課長さんで、私たちも過疎とか山村振興とかいろんな意味で大変お世話になった方です。13年に本省にお帰りになって、この市町村合併を直接担当される課長補佐として今ご活躍中です。それで、今朝こうやってお出でになってまた日帰りという、とんぼがえりで大変お忙しいところわざわざお越しくださいませ、誠に恐縮をいたしております。

協議会の皆様方には、10月10日に協議会を立ち上げてから、いろいろ準備はしていたつもりですが、1か月余りもご無沙汰をして大変申し訳なく思います。事務当局でいろいろ資料の準備をしたりして、しかし時が経つのは早いと思うくらいであります。いろいろ基礎資料の収集、その他の方法を検討をさせていただいておまして、また来月早々には協議会でいろいろご協議を申し上げる予定をいたしております。

皆様方には既に合併問題について十分知識も情報もお持ちのことと思いましたが、ただなおその後国自体としても来年度予算編成を巡って新しいお考えがあるかも知れませんが、等しく情報を共有することが必要であろうというふうに思いまし

て、多少ご存知の内容のことも含めてお話かと思いますが、わざわざ本省から直接担当される方をお呼びして皆さんに情報を提供して共有しようということで企画させていただいたものでございます。

この機会に議員の先生方、それから職員の方々からも勉強してもらおうという企画をしたところ、このような盛大な会議になったわけでありまして、誠にありがたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、今日こんな天気だったもので、万一川尾さんが庄内空港に降りられないなんて話になっては皆さんに申し訳ないというふうに思いましたので、どうもこの天気の按配ならと思って、夕べ遅くなってから県の市町村課の課長さんにご相談しましたところ、「それなら大変だ。」と言って、今日穴戸さんも5時起きして来たそうですけれども、ちょっとお立ちください。わざわざ来てくれたから皆さんどうかよろしく願いします。(拍手)

第2回目の研修会で県の施策もありますので、ご講演をしていただくようお願いを申し上げております。

余分なこと申しましたけれども、どうぞ皆様方、短時間でありましてけれども、ご静聴くださいますようお願いをいたします。

川尾さん、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

3 講 演

「市町村合併と新しいまちづくり」

○芳賀 肇事務局長 それでは、川尾先生、ひとつよろしく願いを申し上げます。

(拍手)

○川尾正嗣氏 総務省市町村課で課長補佐をしております川尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。実はこの8月に市町村課にまいりまして、主に市町村合併を担当いたしております。私どもの課はこれ以外にも未だに世の中をお騒がせしております住民基本台帳ネットワークも担当しております、部屋がばたばたしていることもあってなかなか頭が未だに十分整理できていないような状況でございます。そういう状況なものですけども、今日のご当地からお声が掛かりまして喜んでまいった次第でございます。一生懸命務めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

お手元に資料をお配りいただいていると思います。市町村合併関係資料ということなんですけど、これの2ページからご覧いただければと思います。「わが国の市町村の人口・面積の状況」ということで、数字だらけの表でございますけども、「(1)人口及び面積」のところです。わが国は市が675ございまして、町村は2,500数十ございます。あと東京都の特別区が23ございまして、全部で3,200数十の市町村、そこに1億2,600万人が住んでいるわけでございます。人口を平均いたしますと市は13万数千、町村ですと1万数百というのが大体平均になってございます。

その内訳なんですけど、「(2)市町村の人口段階別の数・構成比の状況」とこうございます。まず市がありますけれども、1万人未満のものが1あるという状況です。これは北海道の歌志内市というところがございます、その昔炭鉱で栄えていたのですが、炭鉱が閉山したこともあってどんどん人が減りまして、今では6,000人を切ってしまったという市が一つございます。その一方では人口100万人を超えるものもありまして、一番大きいところでは、ついこの間350万人を超えた横浜市があると、こういった状況で市と言いましても6,000人弱から350万人超ということで非常に幅広い構造を持っております。

一方町村はと言いますと、真ん中よりちょっと下の町村というところなんですけど、1千人未満のところは51あると書いております。一番小さいのは、実は愛知県の富山村というところがざっと200人です。大体一つの集落程度の人口しかないというところがございます。またもう一つはこれは東京都の島でございますけれど、青ヶ島村というところがございます、ここも同じく人口200人と、本当に集落程度の村があるという状況です。その一方では、これは岩手県の盛岡市の隣のベッドタウンになっている滝沢村というところなんですけど、人口が5万人を超えて今なお増えていると、こういったところがございます。ですから町村と言いましても、それこそ人口200人ぐらいから5万人を超えるまで、これもまた非常に幅広い構造をしているという状況でございます。

一番下の ですけども、市町村の合計を書いてございます。この中の左から三つ目をご覧くださいなんですけれど、5千人以上1万人未満、これの累計のところで見ますと1,546が人口1万人未満の市町村であるという状況です。率にしますとざっと半分くらいが人口1万人を切った市町村になっているという状況になってございます。それで、こういう状況で本当にいいのだろうかということで、今いろいろ議論がなされておりまして、よく言われているのですけれど、小規模町村をどうするかとか、あと大規模な市町村をどうするかとか、そういった議論が盛んに行われておるところでございます。

市町村は四、五十年前に今の形になって、それから交通の便が良くなったり、あるいは情報通信が発達したりということで、今風に見れば非常に小さいと言われております。それを補うような意味で広域行政というのが行われておりまして、有名なところでは一部事務組合がございます。消防の一部事務組合やら病院の一部事務組合、あるいは電算処理の一部事務組合もまだあるようですけど、そういった形で関係者が集まって共同で事務をやっていると、こういった組織がございます。この一部事務組合は、例えば組合長というか理事長というか、そのトップが構成団体の市町村長さんだったり、あるいは組合の議会に構成団体の議会の議員さんがなっておられたりということで、組合は構成団体の意向がちゃんと反映するような一様の仕組みは整えてございます。地方自治法に規定があるのですけれども、予算だとか重要な計画を作るときには構成団体のほうに通知をせよとあります。単に通知するだけでいいかということ、通知すれば当然意見が出てくるわけで、その意見は当然尊重されるということになる

わけですから、そういう意味でも一部事務組合は構成団体の意向が十分反映されるシステムに一応はなっております。では現実はどうかと言いますと、今一部事務組合といえども、別の団体に仕事を任せると、丸投げというわけではないですけども、どうしても無責任体制になってしまう。何か事が起こったときに誰が責任者かわからないと、こんなことが言われております。それと広域市町村圏と言いまして、広域的なまちづくりを行っております。これは広域市町村圏なりで広域的なまちづくり計画を作れば、地域総合整備事業債という非常に有利な借金ができた時代が昨年まであったということもありまして、これが便法として使われたようなところもございました。中身を見てみると、それぞれの市町村が作った計画を単に組合に持ち寄って広域的な計画ですと、こう言っていたような面もあったと聞いておりまして、それでは本来の広域行政ではないわけで、この際例えば一部事務組合を構成しているような市町村をくくるような形で合併ができれば、1人の首長、一つの議会の下にきちっとした計画やら政策ができるのではないかと、そんなふうな思いもいたしております。

それで、市町村合併が進みまして大方の一部事務組合が消滅をし、そこに都道府県あるいは国から権限がもっとどんと下りてきますと、都道府県が今のままの形で存続するということは、非常におかしなことになってまいります。そこで別途国で今検討しているのですけども、市町村合併が進んで足腰の強い市町村ができあがった後には、都道府県を合併させる、あるいは国と合併するような形で道州制を引けないものだろうかという議論を今進めております。具体的には国のほうで地方制度調査会というのがあるのですけども、ここが検討を進めておりまして、来年の3月には中間答申を出すことにいたしております。最終的には来年の秋と言っておりますので、おそらく11月頃になろうかと思っておりますけど、市町村合併後の都道府県合併のあり方、道州制のあり方、これについても一定の方向性を出すことにいたしております。

もう一つ具体の事例としては、都道府県合併をした場合の法的な手続きを考えるとということで総務大臣から指示も来ております。その昔、阪奈和と言いまして大阪と奈良と和歌山が合併したいとか、あと愛知県と岐阜県が合併したいというような話が昭和40年代ころにあって、一度法制度を検討したことがございます。法案としては出さなかったのですけども、そういったことも検討したことがございまして、それをベースにして今後検討していくのかなと、こんな状況です。道州制と言うと非常に嘘のような話にもなりますけど、自治体のほうで見ますと例えばこの近くですと、青森県と秋田県とそれから岩手県さん、この北東北3県を合体させるということではしょっちゅう会合を開かれているということも聞いています。北東北3県の合体だけでは足りないの東北全体で東北連合をつくりたい、さらにはそれでも足りないの北海道との連携も図っていききたいと、こんなことで自治体レベルでも都道府県合併、道州制の議論が国に先んじる形で進められておりまして、多分に個人的な感想ではありますが、近いうちにそういったものが本当に実現するのではないかと、そんなふうにも思っております。

それで、私ども市町村合併を今進めております。その理由ですけれども、一つは地

方分権を推進したいということがございます。もう一つはご案内のとおりなのですが、けれども、国と地方を通じて未曾有の財政危機ということもございまして、これを何とか克服したいと、こういう思いでいるわけです。それで市町村合併を進めるときにはどうしても財政難とか、そういった話がどうも前面に出てきてしまっておるようですが、本来的には地方分権を推進したいというのが基本でございます。その意味なんですけども、昔のように世の中が非常に単純な時代は、霞ヶ関でもって法律を作って、こまごまとしたことまで通達という格好で都道府県を通じて市町村にお願いするということが何とか乗り切れてきたわけです。そのおかげもあって、非常に戦後貧乏だった我が国も今日ここまで繁栄をいたしまして、全国どこの地域に行ってもそれなりに豊かな暮らしがあると、いわゆるナショナルミニマムというのできてきたわけです。ところが今日的に見てみますとやっぱり霞ヶ関でもって1億2,600万人の人々の幸せを間違いなく企画し、立案するというのは、もう不可能だということで万歳をいたしております。そこでまず直接住民と接する市町村に住民のニーズを把握してもらい、自らの財源と力でもって必要なサービスをやっていただくと、これこそが必要なのだと、こういう考えに変わってきております。そのためにも市町村合併を進めてマンパワーも確保し、足腰の強い市町村をつくってやっていただくという思いでおるわけでございます。

分権については、いろいろこれまでも動きもございました。昔は都道府県知事というのは、県民が選挙で選んだその地域の代表者であるわけなんですけど、同時に国の出先機関のトップという位置付けもございました。実際の業務量を見てみますと、7割は国からの命令によってやっている仕事ということで、残り3割が本来の県知事としての仕事という時代が長らく続いてきておりました。そんなこともあるものですから、国の言うことを知事さんが聞いてくれないと非常に困るわけで、本当に聞いてくれない場合は、国が首を切る制度も実はあったわけです。職務執行命令訴訟と言いまして、一定の手続きを経て知事の首を国が切ることができたこと、こういうのが確か平成の3年か4年くらいまで続いておりました。さすがに知事の首を切るというのは難しいことでもあって、これまで1度も発動された例はありませんけど、さように都道府県というのは国家組織の色彩が非常に強かったわけです。これと同じような話で市町村合併をするときには、それぞれの市町村の議会で議決をして、都道府県の議会で議決してもらえばそれでいいわけなんですけど、例えば都道府県境を変えるようなときには、それぞれの都道府県の議会で議決するとかそういう話ではなくて、まず国が法律でもって県の境目を示すということがございます。しかもそれは国民投票にかけなければ有効ではないということなものですから、それほど非常に重要視していたわけです。都道府県というのは国の行政区画だという位置付けが長らくありまして、それだけ非常に厳しい取扱いがなされていたということもあるわけで、そういうのもだんだん直ってきましたけども、県境を変えるのは未だにそうなんですけど、都道府県知事の首を切る制度はなくなっております。また、国から命令して受けた仕事については、県議会は関与してはならないという時代もありましたけども、これも平成3年か4年くらいに

関与していいというふうになっております。さらに、資料で言いますと1ページです、平成12年4月1日に地方分権一括法と言われるのが施行されております。これでいわゆる国の仕事としての機関委任事務がなくなりまして、都道府県の仕事は全て都道府県の仕事、市町村の仕事は全て市町村の仕事という位置付けがされております。それまで命令調で書かれていた国の通達も一通り効力を失いまして、技術的な話とか、いろんなこまごまとした計算式のようなものについては引き続き参考としてお使いくださいというような通知が改めて流れたりしたことがございましたように、基本的に国が命令でどうこうするという事はなくなっておるわけです。ただ人々の気持はなかなかすぐについていけないこともあって、国も引き続き昔のようなやり方でやっていたり、都道府県も市町村も引き続き昔のようなやり方でやっているという面もありますけど、時とともにそういったものはどんどん変わっていくのだろうと、そんなふうにも思ったりいたしております。

それで先ほどこれからの時代は市町村の時代というか、内政の担い手はもう市町村にやっていただくんだということを申し上げました。それでは、今の市町村でそれができるかどうかということになってくるわけです。よくピラミッド構造と言われます。これは三角形で国が一番上にあって小さくて真ん中に都道府県があって、一番下に裾野の広い市町村があると、こういうことをもってピラミッド構造と言われておりますけど、現実の行政体制というのは実は完全な逆ピラミッド構造になっておるわけです。国にいけばいくほど専門的に仕事をしていますし、小さくなればなるほど1人の人間が二つも三つも四つも五つも、さらにもっと多くということでは仕事を抱えておりました、完全な逆ピラミッド構造になっているわけです。私のいる市町村課は自治行政局というところでして、いくつかの課があります。そこが出したいろんな文章は、こちらの県庁で言えば市町村課というところに主に流れて、市町村課から流れたその通知は市町村に行きますと一つの係、あるいは1人の担当者に流れていくといったことだろうと思います。市町村の職員も非常に難しい試験を通過してきているわけで、一人ひとり非常に優秀であることは間違いのないわけですが、いかに頭が良くても1人の人間がそんなにいくつもいくつも仕事をやれるような時代ではないかと思っております。法律も非常に難しいですし、様々な技術的な指針も非常に難しく、それらを一通り頭に入れて仕事をやり遂げていくというのは現実問題としては不可能であろうと、そんなふうにも思っておるわけです。そこで市町村合併を進めますと、総務部門だとか、あるいは企画調整とかそういったいわゆる管理的な部門の職員はやっぱり人は減っていくわけですが、一つの係あるいは一つの課毎に見たときには、職員の数が増えるわけですし、そういう意味では専門的な仕事ができるような体制が整うんだと思っております。資料にも確か入れていたと思っておりますが、5ページに市町村組織構成比較表というのを書かせていただいております。上から人口が少ないものから下に行くにしたがって人口が多くなるようにいたしまして、企画、情報、法令、女性問題、介護ということで、誰が担当しているか、どういう組織で担当しているかということです。人口の小さいところだと担当、担当、担当と、要は担当1人でやっているということ

です。それが大きくなりますと係がやり、さらに課がやったり室がやったりと、こんなふうに専門的に仕事ができるような体制が現実には整っているという状況があるものですから、こういったことをねらいとして市町村合併を進めていきたいと思っておるわけでございます。

こう言いますと多分に小さな規模の市町村だけ合併すればいいのかと思われがちなんですけれど、実はそうではありませんで、人口が大きいところはまた大きいなりに合併をお願いしたいと思っております。ご当地のほうには該当がないかもしれませんが、非常に大きくなったところについては政令指定都市を目指してほしいと思っております。今政令指定都市は1ダースほどございますけど、これも要件緩和いたしましたので、おそらくこれの倍くらいはいずれ政令指定都市が誕生するんであろうと、そんなふうにも思ったりいたしております。あと人口30万人以上ですと中核市という制度がございます。これもどんどん増えてまいりまして、来年の4月1日で五つ増えますし、その後もまた増えていくのだらうと思っております。あと人口20万人以上になりますと特例市という制度がございます。これもまた既に手続きを進めておりますので、来年増えるんですけど、こういったものを目指して合併をしてほしいと言っております。これよりも小さいところについても、地域の中核都市とその周辺の市町村が合併することによって、都市部分もあり田園地帯もあるということで非常に風格のある大きな都市を目指してくださいと言っております。あるいはまた、村、村、村、村と村ばっかりの地域もございますけど、こういったところもがばっと合併して市になってくださいと、こういうお願いをいたしております。市には中心市街地がつながっていないかいかんとか、特に中心の市街地にそのまちの人口の6割以上だとか、家の6割以上がなければいけないとか、こういうことを言っておりますけれど、実は今から1年半以内であるとそういった要件一切なしで単純に人口3万人であれば市にできるということになっております。そこで村、村、村、村とそういった壮大な村のところも、それらががばっと集まることによって、この際市になっていただきたいというお願いをいたしております。そんな意味で大きなところも小さなところもぜひ合併をしてくださいと、こういうお願いをしておるわけでございます。この間、地方分権推進会議の答申の中に若干書いてあったんですけど、この特例市とか中核市について人口要件を緩和しろという答申が出されております。それもこれから政府内部で検討を進めなければいかんのですけれど、そういったこともしながら特例市やら中核市を増やしたいということと、中核市、特例市、政令市あるいは一般の市もそうですけど、今よりももっともっと権限を与えて強化していきたいと思っております。それらは一通りに来年の3月には中間答申、来年の11月には最終的な答申が出るということでございまして、それを受けて政府としてどうするかを判断し、さらに必要なものは法律案として出して衆議院、参議院のご理解をいただくと、こういう段取りでおるわけでございます。

資料の37ページをご覧くださいと思います。37ページに「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」というものを書いております。実は、今の集落あるい

は町内会、あるいは自治会と言われているものですが、これは江戸時代にできあがったと言われております。当時は役場というものはなかったわけですし、お寺が役場のような役目をしていただいていたと聞いております。お集まりの方の中にも家に仏壇がある方いらっしゃるとは思いますけど、仏壇には必ずしも全てのご先祖さんの位牌があるというものではなくて、ある程度古くなると位牌すらないというのが一般的だと聞いております。そういった場合、お寺に行きますと過去帳なるものが残っていて、いついつどこの家の誰々が死んで戒名が何であったかといったのが一通り記録としてお寺には残されております。そういう意味で昔はお寺が戸籍のような事務をしていたと言われております。さらに寺子屋と言いましてお寺は教育機関でもあったということですから、まさに今の市町村のような仕事をお寺が担っていた時代が江戸時代ということだろうと思います。それが明治に入りまして、そういった自然の集落あるいは町内会を町村と位置付けしまして、お寺からそういった事務を引き継ぐような形でやっていたわけですが、あまりにも貧弱すぎるということもあって、明治の20年頃に強制的な合併を進めております。家の数にして500軒から300軒、これを一つの標準としまして、ここで強引に町村合併を進めたわけですが、何をやらせたかということ、小学校の事務と戸籍の事務をやらせたということでございます。それで7万以上あった町村がその段階で5分の1の1万五、六千までここで一旦減っております。その後徐々に徐々に減ってまいりまして、ここはお集まりの皆さん本当にご案内のとおりなのですけど、昭和の大合併が行われております。そのとき高等学校が大学に変わり、当時の中学校が高等学校に変わって、新たに新制の中学校ができた時代でございます。それでその小学校と新制の中学校と戸籍の事務とその他若干の事務というものをやっていたべく、人口にして8,000人以上というのを一つの目標にしまして合併が進められております。そのときに大体1万くらいあった市町村が、最終的には昭和30数年頃に3,300あるいは3,400程度まで減ってきたわけですが、あれから40年、50年経つわけですが、そのまま何も変わっていないという状況にあるわけですが、それで今度の平成の大合併とこうなるわけですが、

それで40年、50年前はどういう姿であったかと思うわけですが、私は昭和33年生まれですので、まさに昭和の大合併が終わった頃に生まれて、日本の高度経済成長とともに今日ここにいるという状況です。それで、私の田舎の話をしていただきたいと思っております。ここはまた全然違うんでしょうけど、私はそれこそ山間の僻地と言いか集落の生まれでございます、私が小さい頃は30数軒くらいの家があった本当に小さな集落でございました。当時は非常に子供もたくさんおりましたけども、その子供が成長するに伴ってどんどん都会に出て行って、そのうち子供だけが出て行くのではなくて、一家丸ごと出て行くというようなことが続いて、今ではもう30軒あるかないかくらいの非常に寂しい集落になっております。小学校のときどんな感じだったかということ、国道はありましたけど舗装されておりません、毎日30分くらい歩いて学校に通っておったんですけれども、雨の日なんかはたまにバスが通ると泥をはねていくと、こういったのが小さい頃の姿だったわけですが、これは何も私のところだけ

じゃなくて、日本がまだ高度成長が始まった頃でございますので、日本全国、舗装されているほうがまだ珍しかったのじゃないかなと思うわけです。電話も全ての家にあるわけじゃなくて、私の家にはありましたけど、隣近所には電話もなくてたまには借りに来る人がいたという状況です。電話機も今のような気の利いた電話機じゃなくて、電話機の横につまみがあってぐるぐる回せば交換手が出てきて、番号じゃなくて「誰々さんお願いします。」と言えつながるような状況でしたので、市外局番に直接つながるわけでも何でもありませんで、そういったのが当時の姿だったわけです。皆農家でしたから耕運機は持っておりましたけど、車は誰一人として持っていないという状況でした。そのときですら今の市町村でありまして、あれから四、五十年経ってどうなったかという、今はどの家にも車がございます。1人で暮らしているお年寄りのところだけは車がないといったようなこともありますけど、そういった事情がなければ車は1台、2台、多いところでは3台持っているという家もございます。電話も普及しておりますし、さらには携帯電話も7,000万台と言っていますから、2人に1人以上が持っているというようなところまで来てまいりました。もちろん道路も舗装されております。私の集落の中の道路も軽トラックがやっと1台入るくらいの細い道路ですけども、ここも立派にもう舗装されているわけです。これは役場が全部やってくれたというわけじゃなくて、お金は役場が出してくれたと思うんですけど、土方は全部その集落の人間がやりまして、アスファルトをばらまいたり、それを固めたりするのは皆村の人がやっていたわけです。私もまだ中学校くらいだったのでおもしろくてずっと見ていて、未だに記憶がございますけども、そういったように今は本当に山奥の細い細い道路ですら、もう舗装されているといった状況になっております。ご当地山形ですとその昔は雪が降って、それこそ冬の間何か月も孤立するような集落があったかと思うのですが、今は除雪も進みまして基本的にはそういった問題が解消しているんだろうと思います。豪雪地帯の特別対策法の中には、冬の間長期に渡って交通が途絶する地域を特別豪雪地域とするとありますが、その法律を素直に解釈して適用すると、日本全国どこにも該当する市町村がないと言われるくらいの実態までなっているということで、そういった意味で非常に交通の便も良くなっております。日々の買い物も車で遠くまで行きますし、土日にちょっと食事をしたいなと思えば遠くまで行っていると、こういった状況の中にあって市町村の範囲というのが非常に狭くなっているような気がするわけです。もともと市町村というのは、1日の生活が完結する地域をもって市町村とするという哲学がございます。昔のように農家で朝起きてご飯を食べて野良仕事をして、さらには野良仕事先で弁当を食って、夜帰って来て寝ると、こういった時代であれば確かに1日の生活がその地域で完結していたと言えると思います。ところが今はこういった状況でございますので、1日の生活が完結する地域を市町村とすれば、相当大きなくくりで合併をしていかなければこの哲学に一致しないと、そんな気もするわけでございます。私もは、できる限り大きな合併をしていただいて、そこを土俵にして大きなまちづくりの計画を描いていただきたいと、そのための支援は惜しまないというのが私どものスタンスでござ

います。

明治の大合併は大体300軒から500軒くらいで合併を下さいという願いをしたようです。昭和の大合併は、人口にして8,000人以上という目標を立てました。それからすると、今やっている平成の大合併と言われるものは、こういった目標がございません。軒数にして何軒以上だとか、人口にしてなんぼ以上だとか、こういったことはやってなくて、大きいところは大きいなりに、小さいところは小さいなりに合併の仕方があるでしょうと、そういうことでございまして、合併後の規模に応じて権限も変えていきますということでございます。政令市にはもっともっと大きな権限を、中核市、特例市にも大きな権限を、市についてももっと大きな権限をといたことでやっておりまして、今のように人口が多い少ない、面積が大きい小さいに関わらず、全て同じ権限を与えているというのをもうやめるということでございます。金太郎飴方式をやめて多様な市町村制度を目指すとして総務大臣も言っておりまして、その方向で今検討を進めておるところでございます。

それと、少子高齢化というのが進んでおります。今現在、日本は1億2,600万人おられるわけですが、実はあと3年すると人口が減ると言われております。今の人はあまり米を食べないですけど、昔の人はいっぱい食べたわけですし、米の取れる量というのが一種の国力を表していたという時代がありました。米10升でもって1斗、4斗でもって1俵で、2俵半をもって1石という数え方がございます。100万石とか60万石とか言われたものですけども、米の取れ高をもってやっていたんですけど、大体この米1石、要は150キログラムをもって人間1人が暮らせたと言われております。今の人はさすがにそこまで食わないですけど、江戸時代の勘定ですが、大体米1石で1人ということで、人口も何万石と言われると大体何万人位住んでいたと、こういったことらしかったのです。日本全国3,000万石と言っていて、全国には確かに3,000万人が住んでいたということです。今は昔に比べて、取れ高と言うか、効率が非常によくなって、昔より効率よくたくさん取れるようになったかと思えますけど、食糧自給率のことを考えるとやっぱり江戸時代くらいの人口が、本当は日本にとっては適当な人口じゃないかという気も実はするわけです。そういう意味では、これから3年後に人口が減り始めたからといって、たいした問題ではなくて、いずれは落ち着くところに落ち着くということだろうと思うんですけど、その過程の中で少子高齢化というのが非常に進んでまいります。お年寄りが増えて働き手がどんどんどんどん減ってくるということが続いてくるわけです。ただ、四、五十年前のお年寄りと今のお年寄りを比べると、今の人は圧倒的に若々しいですし、さらに元気だということもあるので、仕事さえあれば定年制を延長してワークシェアリングをやっていくということも可能だとは思いますが、それはまた別途国のほうで検討しなければいかんことだとは思っていますけれど、少子高齢化が進むとやっぱり財政的にもいろいろ大変な問題が生じてまいります。国もやりますけども、市町村は市町村でそれに耐えるだけの体力をやっぱりつけていただく必要があるだろうと、こんなふうに思っているわけです。市町村合併が、その有力な手段になってくると思っております。

では、市町村合併をすれば、どの程度の財政効果があるんだということを時々聞かれます。今日の資料には実は入れてないわけですけど、口頭だけで申し上げたいと思います。市町村合併が思いっきり進みますと、大体数兆円程度の経費が浮くということが言われております。実は、人口2,000人の村ですと、住民1人当たり年間150万円かかっております。それが、人口が50倍になって10万人の市になりますと、住民1人当たり年間30万円です済んでいるということもございまして、要は経費が5分の1になっているというわけです。このように、人口が大きくなればなるほど必要な経費がどんどんどんどん下がってくるという傾向がございまして、これは、毎年都道府県庁と市町村役場をお願いをいたしまして、私ども決算統計というのをまとめているわけですけど、その結果に拠っております。そこで、市町村合併が進んだ後にどうなるかというのを試算するわけですが、国のほうは閣議でもって、今現在3,200以上ある市町村を3分の1以下の1,000まで減らすということを決めております。ただ、あくまで自主的な合併という言い方をしていますので、どことどこがくっつくなんていうことは国では言わないということにしております。そこで、都道府県庁さんの方をお願いしまして、複数の合併のパターンなるものを作っていました。地域のつながりがあるとか、いろんなことを考慮しながら、こことここがくっつくパターン、こことここがくっつくパターンと、いくつかのパターンを作っていたわけなんです。その資料は今日の資料の26ページにあるわけですけど、都道府県に作っていただいたこの合併のパターンによりまして、合併が一番進まなかった場合、要は最多と書いてあるところで、一番下にありますが、おおむね3分の1の1,140団体まで減るという結果が出ております。さらに合併ががばっと進んで最も少なくなるとなると、これも一番下の数字ですけども、622、ざっと5分の1ぐらいまで市町村の数が減るということになっております。仮にこのとおりになりますと、一つの市町村は人口規模がかなり大きくなってまいりますので、先ほどの決算統計のような数字を使いますと、3兆円、4兆円、あるいは数兆円程度の財政効果、要は経費が浮くという試算がございまして、それは、合併すれば役場の職員が減らせるということが一つございまして、それと、あちこちにこまごまと造っていたいろんな施設を、どこかに重点的にどんと造るとか、こういった様々なことをやりくりすればそのぐらいの効果が出てくるという試算でございまして、市町村合併というのは、非常に財政的にも大きなメリットがあるのではあると思っております。

国は、500兆円の借金がございまして、自治体は、200兆円の借金です。合わせて700兆円ですから、赤ん坊からお年寄りまで入れますと、1人当たり600万円の借金を実は今抱えております。一つの家族が4人とすると、2,000数百万、5人家族でありますと3,000万、山形県の場合は三世同居が全国で一番多いですから、もっとも家族が多い場合は3,000万も4,000万も借金を抱えているということになります。地価がどうなっているかはわからないのでそれを除きますと、上物というか建物ぐらいは、大きい小さいによって金額が違うんでしょうけど、そのぐらいは建つぐらいの借金をそれぞれの家庭が抱えているといった状況になってい

ます。これも返さないわけにはいかないわけですが、これ以上借金をしてしまうと、それも非常に難しくなってくるということもあって、なかなか今までみたいにはかすかばかすか借金をできるような時代ではございません。どこかの自治体の外郭団体だったと思いますけど、アルゼンチンの国債を買っておりました。国債だからめったなことはないだろうということと、この低金利の時代に結構いい利率で運用できたということもあって買っていたのですが、これが紙くずになってしまいまして、大騒ぎをしたことがございます。日本の国債がこうならないという保証はないわけです。日本は世界の一等国というか、これだけの経済大国となって、日本の国債は世界のトップランクに位置付けをこれまでされておりましたけども、ご案内のとおり経済もちょっとおかしくなってきましたし、国債の残高も非常に大きくなっているということもあって、これが格下げになっております。今では中進国あるいは後進国なみの位置付けにまでなっているわけでございます。塩川財務大臣は、日本の国力を反映していないとおっしゃっておられますけど、専門家の間では、非常に妥当な評価であるという意見もあるくらいでありまして、日本の国債が本当にアルゼンチン債のようにならないという保証はないわけです。そうすると、大変なことになるわけで、やっぱり節度ある借金ということ、これからは目指していかなければいけないのではないかと、そんなことでございます。そのためにも市町村合併を進めていきたいということでございます。

それと資料をちょっとご覧いただきたいのですが、47ページに「市町村合併のメリット」ということを書かせていただきました。住民の利便性の向上ということで、市町村合併をしても今の役場がなくなるわけではなくて、引き続きその支庁あるいは出張所として残るということですので、基本的に窓口の数が変わるわけではないということです。人によっては、今までよりもより近いところに行ける場合もあるだろうと、そういうことを書かせていただいたものでございます。小学校区についても見直しを図ることによって便利になることもありますということを書かせていただきました。サービスの高度化、多様化ということですが、例えば国際化を進めたいと言っても、外国語の一つもできないとどうにもならないわけですが、非常に小さな町村でそれを採用して、採用から定年退職までずっと同じポストにつけておくというのは、現実問題としていいのかどうかという議論もありますし、また来手もないということもございます。それが、合併して専門の部署ができると、そういった職員の採用も可能になるということもございます。48ページに行きますと、重点的な投資が可能になるということもあります。広域的な観点に立ったまちづくり、要は今みたいに小さなエリアでまちづくりを計画するのではなくて、より大きな土俵でもってまちづくりの計画ができるということもございます。49ページに行きますと、行財政の効率化と言いまして、総務とか企画調整といった管理部門については職員を減らせるということもございます。そういった合理化ということもできるようになってくるということもございます。

では、デメリットはないのかということによく言われるんですけど、それで言われ

ることを50ページ以降に書いております。50ページに例えば役場が遠くなって今よりも不便になりませんかと書いております。これは、合併しても今の市町村役場が支所とか出張所として残れば、そういった問題はないだろうと、特に一般の方は住民票だとか印鑑証明が中心でございますので、基本的に住民の方にご迷惑をおかけすることはないと思っております。あと、いろいろ書いておりますので、また時間があればご覧いただきたいと思うんですけども、決して合併によって何らかの大きなデメリットが生じるといったことはないものという反論を書かせていただいております。

もう一つ、よく面積が大きくなって不便になりませんかという話を聞きます。窓口は引き続き残るといってもありますけど、もう一つ情報通信技術の発達ということがあります。よくIT革命と言われるんですけども、各家庭にもパソコンが大分普及しましたし、インターネットも相当程度普及いたしております。例えば、法律を調べてみたいと思ったら、今までだったらいろんな法令集を買ってきて見るわけですけど、実は今それをしなくても、国のホームページを見ていただければ、すべての法律がそこから引っ張り出せるようになっております。法律の名前がはっきりわからないときは、うる覚えの名前を書いてしまえば、いくつか候補が出てきて、目的の法律も引っ張り出せると、こういう状況になっております。税務署は税務署で、いろんな申告書を税務署のホームページでもって引っ張り出せるようになっておりますし、これからもっともっとこれを進めていきたいと思っております。よく電子政府、電子自治体と言われておるものんですけども、この法律がどうやら今国会で通りそうな感じになってまいりました。どういう内容かと言いますと、今まで役所に紙でもって申請していた全ての書類を、自宅あるいは会社でパソコンとインターネットを使ってやれると、こういう法案でございます。さらには納税も、今まで納税の申告書にいろいろ書いていたものを全て自宅あるいは職場のパソコンとインターネットを使ってできると、こういったことございまして、この法案が今国会中に通りそうだと、12月中旬までには通りそうだといいところまで来ております。さらにその法律の中に、お騒がせしております住民基本台帳ネットワークのことも実は書かれております。今、住民基本台帳ネットワークは93の事務について住民票の添付を省略できるということで運用されておるものでございますけども、これをさらに171増やしまして、合わせて264の事務について住民票の添付を省略するという法案になっております。個人情報保護法が通らない中で、いろいろもめてはいましたけれども、個人情報保護法は次の通常国会に持ち越しですけど、それが前提になっていたこの住民基本台帳ネットワークの方の法律は、めでたく今国会中には通るといってまいっております。そうなりますと、もう窓口がどこにある、役場がどこにあるといったようなことは基本的に問題がなくなってくるという時代が来るような気がいたします。そういったことございまして、市町村合併によるいろんな障害は、確実に除去されてきていると、そんなふうにも感じておる次第でございます。

それでまた資料をご覧いただきたいわけですけど、思い切り前に戻っていただきまして、6ページをご覧いただきたいと思います。資料の6ページには、「行政改革大

綱」を載せております。これは、平成12年12月に閣議で決定したものでございまして、アンダーラインで2か所引いております。上のアンダーラインは、市町村合併の目標値を書いております。今現在3,200数十ある市町村を、最終的に3分の1以下の1,000まで減らすというのが閣議で決められたわけでございます。その下のアンダーラインは、ではそれをいつまでに実行するかということでございまして、要は、今から2年半後の平成17年3月までにこれを実現するというところでございます。

さらに、次の7ページを見ますと、これは昨年6月に閣議で決定されたものでして、通称「骨太の方針」と言われておるものでございます。これもアンダーラインが引いてあるところでありますけども、要は合併を積極的に推進していきましょうということを書いたものでございます。実際ここでアンダーラインを引いてなかったんですけども、重要な点が一つございます。7ページの真ん中あたり、(2)のところですけど、「規模等に応じて市町村の責任を」というのがございます。人口数千の団体と数十万の団体が同じように行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模に応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討する。例えば、人口30万人の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくして都道府県が肩代わりするということが閣議で決まっております。要は、市町村の合併を進めて大きな市町村にして、そこにもっともっと今よりも大きな権限を与えましょうという一方で、合併せずに小規模な町村のまま残ったところについては、権限のほとんどを取り上げまして、それを都道府県が肩代わりするといったようなことを検討しろというのが閣議の決定でございまして。

さらに、資料の11ページでございまして、資料の11ページでございまして、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」というのがございます。昨年のもので「骨太の方針」と言われていたものでして、これが「骨太の方針第2段」と言われておるものでございます。一番下の(3)の3行目から見ますと、「また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分(例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等)」をするといったことが閣議で決まっております。

諸外国の例を見てみますと、イギリスはサッチャー政権の下で強制合併を進めまして、市町村がかなり大きくなったと言われております。デンマークも同様に非常に大きくて、このように北欧の方は結構市町村がでかいと言われております。そこも団体規模に応じて権限が変えられているといった状況がございまして。さらに大陸の方に行くと、ドイツやフランスに行きますと、市町村の規模が非常に小さいわけですけども、日本の市町村と違って、基本的に町内会程度の権限しか与えられていないといった状況で、日本のように団体規模の如何に関わらず全て権限が同じと、悪く言えば金太郎飴のような状況になっているのは日本独特の姿であるという意見もございまして。これを根本的に変えていこうというのが国の閣議で決まっております。

閣議決定を受けまして、地方制度調査会というところで昨年来様々検討を進めてまいりました。今年の7月でしたけれども、一応の論点整理なるものをいたしております。市町村合併の目標みたいなものとか、そこにどんな権限を新たに与えていくのか、都道府県合併をどうするのか、道州制をどうするのか、税財源のあり方をどうするのか、さらには最近流行りのNPOとかいう民間団体とのお付き合いをどうするのかと、こういったことを一通り検討しましょうという論点整理がなされたわけです。その中で、小規模町村の扱いが一番検討が進められてまいりまして、今月の1日でございますけれども、地方制度調査会の副会長の西尾先生が私案を出されております。今日も資料としてお配りいただいていると思います。「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）西尾 勝」と書かれたものでございます。これについて若干ご説明申し上げたいと思います。実は、これは西尾先生の私案ということになっておりますけれども、全く個人的な意見を書かれたものでは当然ないわけです。小規模町村から権限を取り上げて、都道府県が肩代わりするとか、こういったことは既に昨年の6月、そして今年の6月にも閣議できちっと決まったことでございますし、西尾先生はそこについても触れられておりますけれども、それは基本的に閣議の決定を受けてそれを形にすればそうなるんだろうということだと私は思っております。委員の中には強制合併すべしという強硬な意見を持っている先生もおられるわけで、そういったいろんな人の意見を聞いて、さらに地方自治の大家である先生の思いも入れた立派な案だと思っております。町村会あるいは町村議会議長会からは大変なお叱りを受けたわけですが、そうは言ってもこれがベースになって今後議論が進んでいくんだろうと私は思っております。若干御紹介申し上げますと4ページでございますけれども、一番下の3のところ、「今後の目指すべき基礎的自治体の具体的イメージ」というものがございます。実は、市町村合併を進めてどんどん大きな市町村をつくっていきたいということですが、ではどの程度まで大きくしたいんだということをごをここで言っております。基本的には市程度のものまで高めていきたいということがございます。市になるためには人口5万以上であるということが一つございます。それと、中心市街地に6割以上の家があること、それで中心市街地に6割以上の人に住んでいるということがございます、5万以上という条件以外に。ただ、今非常に特例がございまして、今から1年半以内であれば、単純に人口3万だけであと一切条件なしで市に昇格できるということがございます。そこで、3万とか5万とかいうイメージなんだろうと思うわけですが、まずはそこまで目標にして合併を進めていくべきというのが一つございます。市町村については、基本的に権限が同じと言いましたけれども、若干違います。市であれば福祉事務所を置くということもございまして、あと市ですと、都道府県が条例を定めていくつか権限を下ろしているといったこともございますので、そういった通常の市で今現在やっている程度の事務ができるような団体をつくりたい。要は、今現在の市ぐらいまで高めていきたいと、これが一つ目標としてあるわけでございます。

それに達しなかった団体はどうするかということになりますと、これは二つの選択

肢があるわけでございます。これは5ページにありますけども、(2)以下のところにそれが書いてあるのですけども、詳細はまた後ほどご覧いただくとして、ちょっと口頭でご説明申し上げたいと思いますが、こういった市程度まで至らなかった団体については、二つの選択肢を用意するというところでございます。一つはそのまま存続するという、そのまま結構ですよということが一つございます。もう一つは、窓口業務とかごく限られた事務だけを残して、それらの残りを全て都道府県のほうに預けるということをして結構ですよというのが一つございます。都道府県は、それを自らもちろんやってもいいですし、自分でやったことがないからようせんというのであれば、それを隣りの大きな団体に再度委託するというでも結構ですよというものでございます。

もうちょっと人口が小さくなってくるとどうなるかということです。これも、何万人以下ということをはりませんが、これまでの議論の経過からしますと人口1万人未満の市町村の扱いになるわけですけども、ここも二つの選択肢を用意いたします。一つは、一定期日以内に合併を進めて、人口1万人を超える団体になるという道が一つございます。それが達成できなかったものについては、窓口業務とか若干の権限を残して、残りを全て都道府県に預けるということになります。もらった都道府県は、自らそれを実行してもいいし、あるいはできなければ隣りの大きな団体に再度委託するということになります。

さらにもっともっと小さくなって数千人以下となるとどうなるかと言いますと、これは窓口業務も何もなくて全ての権限を他の団体に全て預けるということになって、その時点で、町内会ではございませんけれど、町内会よりはもうちょっと格の高いものになるわけですけど、内部団体というものになるということでございます。内部団体ということで、団体そのものは存続しますし、そこに議会を置く、あるいは首長を置くことも自由ではありますけれども、給料は出さないというのがこの西尾先生の私案でございます。

これをもって非常に乱暴であると、地方自治をないがしろにするものだという意見が出ております。それは、その団体にとってみればまさに死活問題なわけですから、そういった意見が出てくるのは当然かとは思いますが、やはり反論すべき点も私はあるのだろうと思っております。例えば、今現在ある市町村が細かく分割して、それこそ町内会、集落単位に新たに村をつくったような場合を想定して、そこに議会を置き、首長を置き、給料を払い職員を雇って、国はそれについてそれがやっていけるだけの補助金や交付税を配りきれるかと言ったら、それは当然あり得ないわけです。自治体も合併すれば効率的に運用できるのにあえて小さな団体のまま存続するということは、やっぱり最小の経費で最大の効果を生むという地方自治の基本原則に反するんだろうと私は思うわけです。自治体が決めたことだから、それを尊重するのが地方自治だということになりますと、うちは貧乏だから一切税金を取りませんと、企業を誘致したいから一切税金を取りませんといったことを仮に自治体が決めれば、国はそ

それを尊重してその損失補てんを交付税、あるいは補助金でいたしましよと云うかどうかといえ、それは絶対言わないのと同じなわけで、合併しようと思ってもできなければそれは別ですけど、合併して効率的な運営ができるということであれば、それはやっぱり合併すべきものだというふうに思うわけです。そういうことを考えてみますと、町村会あるいは町村議会議長の意見は、それはそれで正しい面もあるかと思えますけども、必ずしも本当にそうかといったことは、やっぱり反論していかねばいけないのでないかと私なんかは思ったりしておるわけでございます。この西尾先生の私案についても、あくまで先生は、これはたたき台とおっしゃってありましたけども、これがベースになって最終的な答申まで行くんであろうと私は思っております。実は、「基礎的自治体のあり方について」ということでタイトルが書いてございます。これからの地方自治は市町村中心だと申し上げました。それで、市町村合併を進めたいと、こう言ったわけです。そうなるタイトルも「今後の市町村のあり方について」と書けば良かったわけですが、あえて「基礎的自治体」と書いてあります。これは、今現在の市町村が基礎的自治体とはなり得ないという前提の基で、合併後の大きくなった市町村をもって基礎的自治体とするという意味を含めて、あえてこういうふうにしてあるものでございます。これも参考までにご紹介申し上げておきたいと思えます。11月1日にこの私案が出ました。朝10時から地方制度調査会が始まりまして、12時半までの2時間半コースで、私も出ておりましたけど、この基礎的自治体の議論だけでほとんどの時間を消化いたしております。たたき台ということで提示されたわけですが、実は、地方制度調査会は今後これをしばらく議論を中断いたします。これで決着したということではもちろんないわけですが、基礎的自治体のことばかり検討してられないという事情があります。道州制の議論もしなければいけないし、税財源の議論もしなければいけないということもあるものですから、これを一旦中断いたしております。今は、税財源の話に移っております。また、道州制とかの議論もしまして、最終的には全部が整合性の取れた答申にしたいということでございます。いろいろ乱暴な意見であるという話がある一方で、極めて優れた案であるという意見もありまして、私なんかはかなりこれをベースにした最終答申につながっていくのだろうと思っております。それだけちょっと御紹介申し上げておきたいと思えます。

それとあと税財政について申し上げます。資料の11ページをご覧いただきたいのですが、ここの(2)のところに補助金と交付税と税源移譲のことが書いてあります。「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。」とあります。国庫補助金は今10数兆円ございます。この国庫補助金を数兆円減らすということですから、ざっと国庫補助金の3分の1は消えてなくなるものと思ってい

ただきたいと思います。あと、交付税改革を行うということでございますけど、簡単に言うと交付税を減らすということになります。交付税は、自治体が例えば福祉の事務をやる、教育の事務をやる、いろんな事務をやるというので、必要な経費を積み上げていって、一方では固定資産税やら住民税やらを足しても足りないものですから、その足らず米を埋める意味で地方交付税を配っていると、こういう言われ方をします。一方では見方を変えると、総額が決まっております、これは国の所得税と法人税と酒税とたばこ税と消費税、国の五つの税金の一定割合をもって交付税の総額とするということがございます。今年度この方式で計算いたしますと、実は12兆数千億しか地方交付税ございません。ところが実際に配っているのは、20兆円でございますので、7兆円が水増しになっております。この7兆円がいずれ近いうちに消えてなくなるとおっしゃっていただきたいわけでございます。と言うのは、家計においてもそうなんですけど、お父さん、お母さんの稼ぎがいいと豊かな暮らしができるということで必要経費も増えてくるわけです。ところが所得が少ないとこれは無理、これは無理ということで必要経費も減ってくるということで、本来は収入に応じて必要経費が決まってくるのが家計の原則でございます、また、市町村の財政の原則でもあるわけです。そうなりますと、本来自治体の仕事は交付税12兆数千億でやるべしと、こうなります。それが何だかんだと理屈をつけて経費のほうを膨らましてあることもあって、これが交付税総額20兆になっているわけでございます。これも本来の姿に戻さざるを得ないという状況になっております。そうなりますと今現在配っている地方交付税が、大体3割から4割ぐらいは減るということを覚悟しなければいけないと思っております。それをいつまでにやるのかということも今さっき読み上げた(2)の中にありまして、改革と展望の期間中にやるとあります。改革と展望の期間というのは、今年から始まっておりまして、5年間ですから平成18年度までにはこれを実行するということがございます。国庫補助金が数兆円消えて、地方交付税が数兆円なくなりますと自治体からざっと10兆円以上のお金がなくなってしまう。そうなる今でさえも破綻状態にある自治体は、間違いなく倒産してしまうということになるわけなんですけど、私どもそれが望ましいと思っておるわけではございませんで、総務大臣も一定の提案をいたしております。8ページと9ページにそれがあられるわけなんですけども、8ページのところで、「地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)」、今度は試案のほうでございます。総務大臣が経済財政諮問会議の場に提示したものでございます。簡単に申し上げますと、9ページの一番上を見ていただきたいんですけど、上から2行目、「国から地方への税源移譲」ということで5.5兆円国から頂きたいという提案です。所得税から住民税へ3兆円、これはご案内のとおりですけど、所得税と住民税はほとんど計算式が同じでございます。サラリーマンですとご案内のとおりかと思えますけど、もらった給料の総額から3割程度の給与所得者控除を引きまして、あと扶養控除やら社会保険料控除や様々控除を引きまして、残った額に一定率を掛ければ所得税が出てまいります。住民税も基本的に同じですけど、住民税は地域の会費

という考えがありますので各種の政策的な控除がありませんし、ある控除についても控除額は少ないということもありますが、基本的な構造は同じです。これも10数兆ある所得税のうち3兆円を地方に回していただきたいという提案です。あと消費税ですけども、もうすっかり忘れ去られておりますけど、消費税5パーセントのうち本当の消費税は実は4パーセントで、残り1パーセントは地方消費税です。その地方消費税を1パーセント増やしまして2.5兆円くださいと、こういう提案です。5.5兆円これでもらえますので、それをそっくり同額国庫補助金を返上いたしましょうということを(2)で書いております。そうなってくると地方交付税が数兆円減ってしまうというのが残っていて、それを何とか生み出す必要がございます。数字だけ申し上げると、まず市町村合併が思いっきり進んで1,000前後まで減れば、数兆円の経費が浮くという試算もございますので、合併さえすれば地方交付税が減っても大丈夫ということが一つございます。ただ、それだけでも足りないのでさらに強力な行政改革をやっていくということが一つございます。さらに点線で囲っておりますけど、一つは個人住民税を増やしたいということがございます。今現在働いている人のうち5人に1人は税金を納めておりません。これを課税最低限をもっと下げるということでもっともっと税金を納めてもらうようにしたいということがございます。それと1,000円、2,000円、3,000円程度にとどまっている均等割をもっとまとまった額まで引き上げていきたいと、要は増税ということになるわけですけど、それをやりたいということが一つございます。それと法人事業税について、外形標準課税を導入したいと考えております。これは、企業の所得に対して課税される都道府県税でございますけど、今現在景気が悪いこともあって7割の企業が税金を納めておりません。それについて、行政サービスも受けているのだから赤字だろうと何だろうと税金を納めてもらうように変えていきたいということがございます。従業員の頭数にするのか、資本金にするのか、社員に払っている給与の総額にするのか、あるいは事務所の面積にするのか、いろいろ考え方はあろうかと思っておりますけど、何とかこれを実現したいと思っております。景気のいいときは所得に対して課税するほうがいいこともあって、役所のほうからはこの外形標準課税を言ってきません。景気が悪くなってくると役所は言い出すわけですけど、税金を納める企業が反対するというのもあって、今日まで実現していない一種永遠のテーマのような状況になっておりますけど、これを何とか近いうちに実現したいということで、今現在頑張っておるわけでございます。そんなこんなでまず帳尻合せをやっていきたいと思っております。

それで、財政的には合併すればこれで大丈夫ということなのですが、そうは言ってもなかなか合併をしていただけません。そこで、合併をしていただくために支援プランなるものを作っております。12ページをご覧くださいわけですけども、「市町村合併支援本部の設置について」ということを書いております。昨年3月に閣議決定でもって市町村合併支援本部というものを国のほうに設置いたしました。総務大臣を本部長といたしまして、今拉致問題で忙しい安倍官房副長官、上野副長官に入

公共事業が減りますし、合併特例債も発行できないから自らの事業も減ってしまう、さらに地方交付税も合併するほうに取られて、合併しないところはうんと減ってしまうということで、明るい展望が全く開けない状態になってくるわけです。これを捉えて、合併しないところに対するムチじゃないかと、こういう言われ方をすることもございます。ただ、それはそうではなくて、合併するところはこれまでの例を見てもみますと公共事業がやっぱり3割くらい増えているという実績もあるので、合併すればそういう行政需要が発生するという見方もできるわけです。そういったところについては、それに相応しい交付税措置をいたしました、財政措置をいたしましたということでございまして、結果的に合併しないところがその割を食うと、こういうことなのであると。だからそこは、いわゆるムチとは違うというのが私どもの考えでございます。

それと合併特例法を期限延長してほしいという話がよく寄せられます。合併する団体について様々な税財政上の優遇措置を定めておるもので、合併特例法というのがございます。また、合併特例法を根拠にして合併支援プランもあるものですから、これが2年半後に期限切れを迎えてしまうとそれ以後合併しても一切の優遇措置がないということになるわけです。これを何とか期限延長してほしいという話がございます。これは、内閣総理大臣も総務大臣も延長しませんとはっきり言っております。その意味ですけど、一つは合併しようと思えば、今からやれば十分間に合うということがございます。合併の検討をし始めてから大体22か月、1年と10か月もあれば合併に至るという検討結果もありますので、今から合併を進めれば、この特例法の期限どころか、おつりが来るくらい十分間に合うということが一つございます。あと、今日の資料にもありますけども、39ページからですが、この合併のことを検討している市町村がどんどんどんどん増えてきております。複数の市町村で寄り集まって合併のことを検討しているところが、39ページの一番下の数字ですけど、2,647市町村に今なっております、8割を超える市町村で合併のことを今具体的に検討しているということが一つございます。これもまだまださらにどんどん増える勢いにあるということです。それと国は500兆円の国債を抱えてまさに火の車になっているときに、ぎりぎり最後の措置としてこの合併支援プランをやったということで、これ以上これを延長できるような余力が国にはないといった状況にございます。そういったこともありますから、今から2年半経って、そこで合併しないところについては、こういった措置を延長したからといって合併をするはずがないというのが国の判断でございまして、その時点でなお小規模なまま残っている市町村については、先ほどご覧いただいた地方制度調査会の答申の線に沿って事を進めていくということになるかと思えます。

合併は本音ではなかなか嫌だといった面も多々あるかと思えますけど、そこは国家百年の大計と言うか、市町村百年の大計ということで何とかご理解をいただきたいものだと思っております。私どもも一生懸命やっておるつもりでございます。今取り

組んでいただいていることが、単なる協議会だけのことだったとか、もっと言えば合併ごっここといったもので終わってしまったということではなくて、これが必ずや成就されることをお願い申し上げたいと思います。

大体ここまでしゃべってしまうと私もねた切れになってしまいますので、このぐらいで止めておきたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○**芳賀 肇事務局長** 先生からは一時間半にわたりまして市町村合併の流れ、それから地方制度審議会の動き等のことも含めましてご講演を賜りまして、本当にありがとうございました。

それではせっかくの機会ですので、若干の質問を先生からお受けしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

何かご質問等ありましたら...(挙手あり)どうぞ。

○**質問者 1** 大変貴重なご講演をいただいて感謝を申し上げたいと思います。一つお尋ねをいたしたいと思いますが、講演の中で先生からできるだけ大きな合併をしてくださいというご発言がありました。ご案内のとおり、庄内は酒田・飽海、鶴岡・田川という範囲の中で30万以上の人口があるわけですが、30万以上で中核市、20万で特例市、今回主催されました南部法定協議会の研修でありますので、この人口が15万以上、15万でこの中核市、特例市、その次何市という特例が受けられるのかどうか、この辺についてご指導をいただきたいと思います。

○**川尾正嗣氏** 今日資料を持って来てなかったのですが、この間出た地方分権推進会議の答申の中にこの特例市、中核市の要件緩和といったことが書かれておりまして、今現在30万以上でなければ中核市になれないとか、20万以上でなければ特例市になれないというものについて、もうちょっと人口要件を緩和するべく検討しなさいという答申がございます。それを受けてこれから検討しなければならないという状況です。それで、特例市、中核市の人口要件の緩和を総務省限りでできるのなら話は単純なのですが、各省庁が法律でもって管轄している事務を都道府県から市町村に自動的に移すということになるわけですから、全ての省庁の了解を得なければ、法律案として出すこともできないと、こういうこともあるものですから、実現するかどうかについては今後の検討を待たなければならないという状況です。ただいずれにしても、中核市、特例市については人口要件を緩和しなさいという答申があるので、これを無視して事が進むということはないかと思います。また別途こういった中核市、特例市の要件緩和だけではなくて、市町村合併後の大きくなった市町村には今よりももっともっと大きな権限を与えて、道州制とか都道府県合併までつなげていきたいというこ

とがありますので、仮に中核市、特例市にならなかったとしても権限が増えていくのだらうと思います。ただその際、逆に小さなまま残ってしまうとほとんどの権限を失ってしまうと、仕事がなくなってしまうということもあり得るべしだと思っております。世界の標準規格である多様な市町村制度を目指すと、こういったことであろうかと思えます。よろしいでしょうか。

○**質問者 1** ありがとうございます。

○**芳賀 肇事務局長** 他にありませんか。(挙手あり) はい、どうぞ。

○**質問者 2** 若干ご質問させていただきます。職員でありますけども、今この枠組みで職員が2,200人ほどおるわけですが、15万人規模の都市ですとおおむね800人というのが何か調査を見ますとそのようなことになっておりました。そうすると、1,400人ほどいっぱいいるわけでありますけども、私は、特例法で保障はされておりますけども、全員残った場合には、給料支払いのために財政破綻を来たすのではないかと、例えばリストラでこういったことが解消されても、今度は所得税が上がらないということで財政破綻を来たすのではないかと、こう思っているわけであります。ましてや町税の80パーセント以上をこういった方々の所得税でまかなっている状況にありますので、こういったことを考えますと雇用の確保というものが、市町村合併の最大の問題ではないかと考えているところですが、先生のご見解をお聞かせ願いたいと思えます。

また、特例債でありますけれども、公共事業が増えるということでもありますけども、こういった場合に後の管理・人件費等がかさんでまた財政負担を来たすのではないかと、特に箱物に関してはよほどのご指導がないとそういったことになるのではないかとと思えますけども、この辺に關してもご指導をお願いします。

○**川尾正嗣氏** 15万人規模の市で実際何人の職員が妥当かということになると、私も専門ではないので、すぐにはわかりかねますけど、15万人規模の市で職員が800人ということはちょっとないのではなからうかと、そんな気はするんです。一般行政部門とか、あと消防とか教育部門とか企業部門とかいろいろあるのでしょうけど、それらを入れると結構千何百人ぐらいいくのではないかなという気はいたしております。そこは定かではないのですが、いずれにしても市町村合併すれば、職員が減るというのは事実ですし、職員を減らすというのも市町村合併の大きなメリットの一つであるわけです。ただ民間企業のように生首を切ってしまうということではなくて、合併特例法の中に引き続き身分を保有させろということと、異なる団体間で不平等があってはいけない、平等に扱えということをはっきり法律に書いてあります。そこで合併後は一旦全員を新しい団体の職員として採用いたしまして、後は新規採用職員を

抑えることによって、徐々に人減らしをしていくということであろうかと思えます。これは市町村合併の大きなメリットの一つですので、ぜひともそれをやっていただきたいと思っております。

それで、雇用の確保の場ということですけど、役場は雇用の確保の場ではございません。雇用の場を確保すべく民間企業の振興を図ったり、いろいろ産業の振興を図っていくというのは役場の仕事でございますけれども、役場そのものが雇用の場ではないわけで、そこは最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治のあり方にしたがって措置されるべきものであろうと思っております。

次に特例法ですけど、総務省のホームページを見ていただいて団体名を決めていただくと、自動的に総額が何十億、何百億と出てまいります。それは今ある計画に単純にそれをプラスアルファするというだけでももちろん結構なのですが、そんなことをしなくて今ある計画を財源を特例債に振り返るということもあり得るわけです。特例債を充てれば大体7割補助ぐらいの事業になりますので、非常に有利でございます。そこで補助率が低かったり、あるいは財源措置の悪いもので何か計画している事業があれば、この特例債に振り返るといったこともあろうかと思えます。そうすれば特例債が丸々今後の財政負担につながっていくということではないかと思えます。それと、特例債も全額発行するというわけではなくて、お金を返す段になると3割は自己負担になりますので、やはりその負担ができる範囲で発行していただくことになろうかと思えます。そんなこんなでやっていただいて、あとは合併による、言葉は悪いですけど、リストラ効果のようなものでもって何とかこの難局を乗り切っていただきたいと思うわけでございます。

○**質問者2** どうもありがとうございました。そのとおりだと思います。役場が職場の確保をするということは、なかなかむずかしい状況であるわけですが、やはりそういうリストラは当然進めていかなければならないわけで、まして今就職難で大変困っている状況であります。そうすると当然新しい市になっても雇用の場がないと、雇用のある場所に移動するということになりますと、何のための合併なのかという論議にもなってくるわけですので、ぜひとも雇用の場を確保できるような法制度というのをお願いしたいわけでありまして、そのことを申し上げまして、どうもありがとうございました。

(挙手あり)

○**芳賀 肇事務局長** はい、どうぞ。

○**質問者3** まず川尾さんのお立場について伺いたいと思います。具体的な問題を本当はお伺いするつもりでまいったのですが、先ほど講演の中で、実は昨日ですか、

27日NHKホールで開かれました、テレビにも出ましたけれども、全国町村長大会がございまして、さっきお話しありましたように4点について決議をされました。細かいことは別ですが、憲法と地方自治法の本旨に基づいてやってくれということにつきると思うんですが、川尾さんのお話を聞いていますと、あなたも国家公務員だと思いますけれども、全体の奉仕者という憲法の趣旨を逸脱しているのではないかと云々ざるを得ません。と言うのは、国のいわゆる800兆円云々について、全て国民が何か失政をして責任を取らなくてはならないから、今合併しなくてはならないというふうな、単純に言えばそういう論旨にも聞こえたものですから、あなたも確か公務員としてお勤めになっていると思いますが、その点どのような認識でお話をされたのでしょうか、1点お伺いします。

それから具体的なものなんですけれども、この合併は強制しないこと、それから税源移譲は国の町村財源の充実確保を図ること、それから小規模町村を絶対制限や縮小をしないでくれ、それから地方交付税の財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持してほしいという町村会の決議を無視しても強行しようとされるのでしょうか、明確にお願いいたします。

○川尾正嗣氏 憲法による地方自治の本旨ということでございますけど、地方自治の本旨とは何ぞやという規定が実は憲法の中にはございません。解釈上は団体自治と住民自治の一致だとかいろんな考えがあるようなんですけど、強制合併させること自体は憲法に違反しないと言われております。一定の権限を与えてその場をつくって、そういった自治ができる場があれば、それでいいというのが憲法解釈だったと私は承知をいたしております。

それと、全体の奉仕者というお話でございますけど、私は公務員でございますのでまさにそのつもりで今日はお話申し上げたことでございます。皆が喜ぶような話をして喜んでもらえるのが全体の奉仕者ではなくて、あえて厳しい話をするのも全体の奉仕者としての務めであろうと私は思っております。

それと、全国町村会から強制合併はさせるなということなんですけど、今現在も強制合併を進めておりませんし、今後もするつもりはまずございません。税源の確保については一生懸命やっております。それと、小規模市町村の権限の縮小については、地方制度調査会の答申を受けて、そのときの政治がどう判断するかということであろうかと思っております。まさに今ある町村が分村をいたしまして、集落、自治会単位に村をつくって、そこに議会を立ち上げ、首長を選挙で選ぶというようなことをすれば、まさに漫画なわけでございます。小規模町村が大きくなった後の姿を考えて、それが落ち着いた後にまた分村すれば、また漫画になるのと同じでどんどんどんどん合併すること自体は決しておかしなことではないかと思っております。諸外国では小さな市町村の場合は、まさに町内会程度の権限しかないというのも一般的でございますし、これだけ世の中が複雑になったときに、わずか何十人かでのいる役場の中できちっと仕事が

できるなんていうことはおよそ考えられないわけで、そこはちゃんと体制を整える義務は今の市町村には私はあるんだろうとっております。それと、交付税についてはいろいろ言われております。財源保障機能と所得移転と言うか、所得の差額を均すような機能があると言われて、今財務省は、この財源保障機能を外せと言っております。単純に税金の多いところと少ないところを見て、一定の水準を決めて、その差額だけを埋めるような格好にして、あとはもらったお金の範囲で仕事をしてくださいと、こういった意見もあるくらいでございます。様々交付税についてはこれまでもご批判を受けたりいたしまして、改革に今取り組んでおりますけど、そこは今先生がおっしゃったとおり交付税の基本というものは堅持していきたいというのが総務省のスタンスでございます。堅持するためには今のまま存続させるということではなくて、やっぱり修正すべきは修正しないと全てを失うことになる、私なんかはそんなふうに思っております。いずれにしても今年の12月末、今年中には各省庁が補助金とか、そういった財源のことについて一通り方針を出し、来年の6月までにはこの交付税と国庫補助金と税源移譲を三位一体で検討した結果を出すと、それを数年以内に実行することが閣議で決まっておりますので、もう少しすればその辺の姿が見えてくるのだらうと思います。

○**芳賀 筆事務局長** 時間の関係もありますので、あと一方お願いしたいと思っております。

○**質問者4** 今、憲法や地方自治法についての質問がありましたけども、私もしばしそれを忘れるかのごとく、何か国の財政危機のために皆さん合併で今を乗り切りましょうということばかりが強烈に聞こえて、そういう受け止めをしていたのですが、これまで日本が長い間培ってきた地方交付税や地方財政のあり方が、どんな小さな町や村も一定の福祉水準を保ってこられた、これが今の日本を築いているんだというふうに、大変権威のあるものだったと思うのです。ところが、今度は国の財政危機のために小さいものはもう切り捨てられるという、そういう提案が今進められているということに、大変危惧を抱きました。そして、これまで培ってきた地方財政の日本の優れたあり方が崩されるということで、今後の日本の地方のあり方が大変大きく左右されていくということにたくさんの方が心配をなさっているのではないかと思います。

この南部地区の合併問題にしても、法定協議会の議決が各市町村で行われましたが、3割以上の議員の方がこの法定協議会に同意をしなかったという事実があります。そういう意味からいっても、今後の地方自治体のあり方、この合併問題について、大変深い心配が持たれているということをぜひ総務省のほうでも受け取っていただきたいなというふうに思います。

一つ質問なのですが、特例債の問題です。実際に合併をしてまちづくりをする場合、有利な特例債がありますよという説明がありました。合併前、今でさえ借金はもうアップアップの状態なんです。それに今度合併をして、これも受けられますよ、これ

も大丈夫ですよと言われた場合、公債費比率や起債制限比率はどんどん高くなっていくわけですが、今は国で一定の基準を超えれば指導が入ってきているわけですが、合併をした場合、どんどん起債が増えてこの比率が高まった場合でも国はそれを認めていくのかどうか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○川尾正嗣氏 例え、私はそれこそ30数軒の山間の集落の生まれでございます、そこにまだ親がいるわけです。そうなるとその地域が発展することを望むわけです。でもやはり限界があると思います。私も盆や正月に帰って、親に何日間か泊まるという意味合いで宿泊費相当と言うか、あと親不孝しているというので少し割増してお金を出すぐらいのことはできますけど、家がぼろぼろになったから1軒家を建ててくれと言われれば、それはとても勘弁してくれとなるわけです。だから、経済力のない地域を発展させたいという思いがある一方で、やっぱりどこかに限界があるのだらうと思います。昔高度成長だった頃のようにどんどんどんどん田舎から都会に人が出て行って、言ってみれば田舎で育てて教育をしたと、そのお礼返しの意味で都市部の金を田舎のほうに持っていき、過疎地に持っていきというのを皆が理解したんだらうと思うわけです。ところが、時代がどんどん流れて来まして、そういったものもある程度安定してくると、昔都会に出て行った人も2代目、3代目となってくると段々郡部に対する思いというのが減ってくるのだらうと私は思うんです。そのときに緑でもって酸素を供給するとか、水をきれいにするとか、様々環境的な意味合いがあるんだというんなことを言われるけど、やっぱりそういったところにお金を持っていくのにはおのずと限界があるのだと思うのです。私が小さい頃は、例えば私の田舎は大変貧しいところでしたので、服が破れてもすぐ買うわけではなくて、つぎをあてて学校に行っていたわけです。靴下に穴があいている子なんかは当たり前にはいましたし、食事にしても今から比べれば非常に貧しい状況だったわけです。それが、おかげさまで日本の高度経済成長もあって、今日この豊かな時代になって、私は基本的にはどんな山間僻地に行っても、いわゆるナショナルミニマムというのは達成しつつも言ってもいいのだらうと思うのです。そんな中で今までどおりそういった経済力のない地域に手厚い措置を講じるというのは結構むずかしいのではないかと思うわけです。過疎法というのも当初は、昭和40年ころに緊急措置法だったかがあって、次に振興措置法、活性化措置法、今は自立促進特別措置法ですから、自立の後にはもう何も無いわけで、過疎採択だっけいつまでもやってもらえるような保障はないと私は思っているのです。そういった厳しい状況であるということをもまずご理解いただけないものだらうかと思うわけです。都会に行けば豊かな生活があるわけではなくて、都会にあった工場がどんどんどんどん中国のほうに流れていって、そこが廃墟になった例はいくつもございます。そういった状況にあって失業率も非常に高くなっていると、こういったことでいわゆる経済力の弱い地域にいつまでもいつまでも今までの財政援助がなされる保障はないと、そんなことであらうと私は思っております。

あと特例債についてでございますけど、特例債は合併した年に発行しますけど、その翌年度さらに、最終的には10年度まで発行いたします。それを返すのも10年、20年あるいはそれ以上かけて返すわけですから、交付税の措置も20年、30年あるいは40年ぐらいかけて措置するもので、多くてもせいぜい年間1兆円か2兆円ぐらいの地方交付税で足りると言われております。そこで国税5税の一定割合という実カベースの交付税が12兆数千億あって、そこから1兆円、2兆円を合併特例債分として優先的に配分するという事なので、そこは国は責任を持って配分いたしますと言っております。それで、起債制限比率や公債費比率が高まったときどうなるかということですが、昔からどんどんどんどん高まってきて、高まると基準を緩めると、こういうふうにしてきたこともございます。いずれにしてもその時々々の地方財政の状況、国の状況、つまりは国の国力がどうなっているか次第であろうと私は思っております。このままの勢いで日本が完全に沈没して世界の3等国に成り下がってしまえば、そのときは国が約束したことだって何もできないし、市町村が住民に対して約束したこともできないと、そこは引き続き今のように世界の1等国であり続け、世界有数の国力を持ち続けさえすれば、そういったことも間違いなく実行できるのだらうと思っております。全てはその時々々の国力が最終的には決め手になるのだらうと思っております。

○**芳賀 肇事務局長** 先生からは、お忙しい中を強行日程でお出でいただきまして、合併の基本から現状の流れまで詳細にご説明をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは皆様、拍手でもってお送りしたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

5 閉 会(午前11時30分)

○**芳賀 肇事務局長** それでは、閉会の挨拶を当協議会の副会長であります櫛引町議会議長の遠藤様よりお願いいたします。

○**遠藤純夫副会長** 私、今回の櫛引町議会の遠藤でございます。本日は大変悪天候の中を我が町までお出で賜りましたことをまずもって厚く感謝を申し上げます。

川尾様には大変貴重なお話どうもありがとうございました。

このたびの講演をこれからの私たちの協議の中に十分生かしてまいりたいと思っております。そして、夢のあるまちづくりをつくってまいりたいと思われまますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。大変ご苦労様でした。